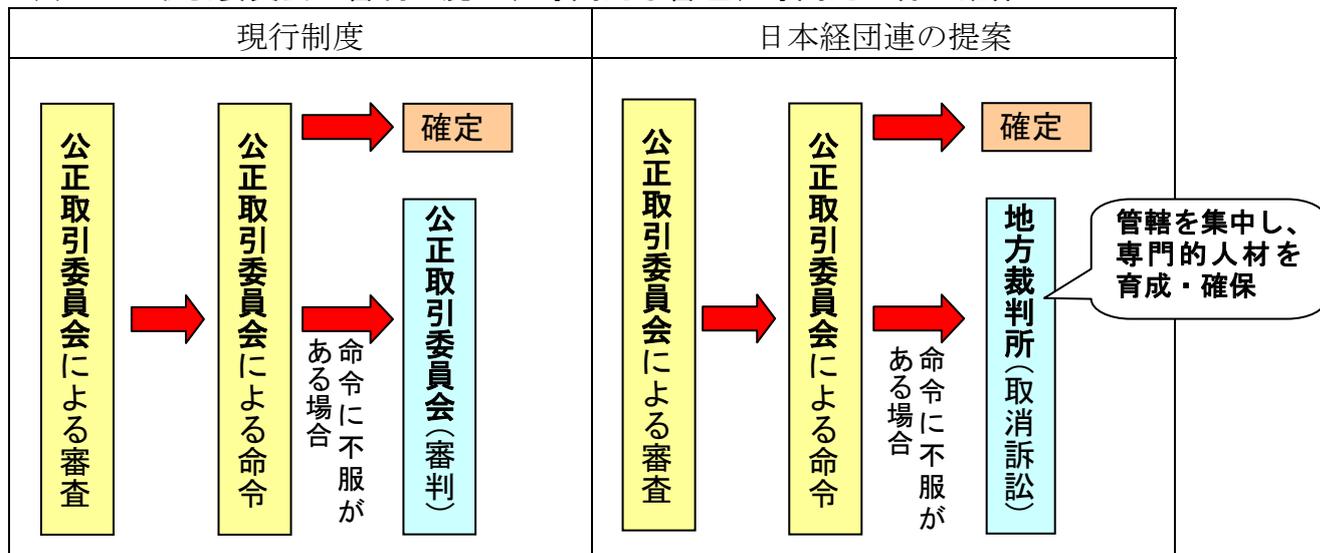


日本経団連「独占禁止法の抜本改正に向けた提言—審査・不服申立ての国際的イコールフットイングの実現を」のポイント

1. 不服申立手続の公正・公平性の確保

(1) 公正取引委員会の審判の廃止、専門的な審理、専門的人材の確保



行政処分を下した者とそれに対する不服審判の審決権者が同じであるものは、国内にも例はなく、主要国でも日本の公正取引委員会のみ。

(2) 公正取引委員会の保有する証拠の開示、排除命令までの適正手続の確保

ただし、開示の際には企業秘密等を開示しないことを求めることを可能とする。

2. 国際水準に適う新たな審査制度の構築

(1) 弁護士立会権、弁護士・顧客の会話・通信に関する秘匿特権等の確保

(2) 自己負罪拒否(不利益な供述を強要されない)特権の創設

(3) 審尋調書・供述調書の写しの交付

	供述記録・調書の方法	弁護士立会	弁護士・顧客の秘匿特権	自己負罪拒否特権	供述記録の写し交付
イギリス	全て録音。訂正はテープおこしの記録に別添する	認められる ○	あり ○	あり ○	認められる ○
フランス	要約を記述。供述者の署名要。証言の追補可	認められる ○	あり ○	あり ○	認められる ○
ドイツ	逐語ではないが全体を記録。区切りごとに内容を確認・訂正し供述者が署名	認められる ○	あり ○	あり ○	認められる ○
日本	調書に供述人が押印を拒否した場合はその旨を記録	認められない ×	なし ×	なし ×	認められない ×

3. その他の公正取引委員会の考え方に関する意見

(1) 萎縮効果を生じさせない課徴金の対象範囲の見直し

新たに対象となる行為の構成要件を法律上明確に規定すべきである。

(2) 公正取引委員会による警告・公表要件の明確化

(3) 証拠文書等の適正な取り扱い

(4) 実務に配慮した株式取得の事前届出化等

以上